

(目的)

第1条 本協定は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項の規定に基づき、本協定書第5条に定める区域内（以下「協定区域」という）における緑化に関する協定を定め、協定区域内をみどりに包まれた良好な環境の住宅地とすることを目的とする。

(名称)

第2条 本協定は「金剛伏山台 緑地協定」と称する。

(用語の定義)

第3条 本協定の用語の定義は、都市緑地法および都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）に定めるところによる。

(協定の変更及び廃止)

第4条 本協定において定めた事項を変更しようとするときは、法第48条第1項の規定のとおり、協定区域内の土地の所有者ならびに建物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「土地の所有者等（協定者）」という。）全員の合意をもってその旨を定め、富田林市長の認可を受けなければならない。

2. 本協定を廃止しようとするときは、法第52条第1項の規定のとおり、土地の所有者等（協定者）の過半数の合意をもってその旨を定め、富田林市長の認可を受けなければならない。

(協定の区域)

第5条 本協定の協定区域は、富田林市金剛伏山台地区の一部とし、別添図面1の区域とする。

(緑化に関する基準等)

第6条 協定区域内の敷地の緑化については、次に掲げる基準によるものとする。

1. 敷地内の緑化

(1) 協定時、既に緑地が設置されている敷地については、その緑地について維持するものとする。また、分譲時、緑地として設置されていた部分を既に変更した敷地については、緑化に努めること。尚、出入口及び駐車場等に変更した場合はその限りではない。

- (2) 敷地内の空地等は、環境に応じた植樹又は張芝等を行うなど緑化を図ること。
- (3) 幹線道路（幅員 12m）沿いについては、道路より 1.5m以内、その他の道路沿いについては、道路より 1.0m以内の範囲の敷地は、周辺との調和を配慮して、特に緑化を図ること。
- (4) 緑化は、協定区域内に入居することとなった日以降 2年以内に行うこと。

2. 垣又は柵の構造

道路に面する側の囲障は、高さ 2.0m以下の生け垣又は高さ 1.2m以下のフェンス、鉄柵等の透視可能な「さく」とすること。ただし、両者の併用は差し支えないものとする。

3. 樹木等の維持管理

植樹した樹木等が環境保全に役立つよう、剪定、病虫害の防除、施肥等を必要に応じて行い、枯損した場合は補植するものとする。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、認可のあった日から起算して 10 年間とする。尚、有効期間満了の日の 6ヶ月前までに、土地の所有者等(協定者)の過半数の廃止申し立てがないときは、さらに 10 年間のみ延長されるものとする。

(違反者の措置)

第 8 条 第 6 条の規定に違反した者(以下「違反者」という)があった場合、第 9 条に定める運営委員会の委員長は委員会の決定に基づき、違反者に対して、義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

2. 前項の請求があった場合において、違反者はこれらに従わなければならない。
3. 本協定の有効期間内における違反者に対する措置に関しては、有効期間満了後もなお効力を有する。

(運営委員会)

第9条 本協定の運営のため、委員会を設置する。

2. 委員会は次の役員で構成する。

委員長 1名 委員 若干名

副委員長 2名 会計 1名

3. 委員は土地の所有者等の互選とする。

4. 委員長は委員の互選とし、本協定運営のための会務を総理し、委員会を代表する。

5. 副委員長及び会計は、委員の中から互選する。

6. 副委員長は委員長に事故のある時は、その職務を代理する。

7. 会計は本協定運営に関する経理業務を処理する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2. 委員は再任されることができる。

(効力の継承)

第11条 本協定は、認可のあった日以降において協定区域内の土地の所有者等(協定者)となった者に対してもその効力があるものとする。

(土地の所有者等の義務)

第12条 土地の所有者等(協定者)は、新たに土地の所有者等になった者に対し、本協定の内容を説明するとともに、本協定の写しを譲り渡さなければならない。

(補 則)

第13条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。